資料４－１

第３８６次結社の自由委員会報告書（抄）
（第２１７７号案件及び第２１８３号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

パラグラフ４２３

上記の中間的な結論に照らし、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

（ａ）委員会は、再度、政府に対し、遅滞なく、かつ従前の勧告に従い、次のことを目的として、関係する社会的パートナーとの意義のある議論を行うよう促す。

（ⅰ）公務員への労働基本権の付与。

（ⅱ）消防職員への団結権及び団体交渉権の完全な付与。委員会は、当事者に対し、消防職員への団結権及び団体交渉権の付与についてコンセンサスに達することを目的として、継続的努力を続けるよう強く奨励する。

（ⅲ）刑事施設職員への団結権及び団体交渉権の完全な付与。この点に関し、委員会は、政府に対し、司法警察としての特定の職務を担う者以外の刑務官が職業上の利益を守るために自ら選択する団体を設立し及びこれに参加することができることを保障するための措置についての社会的パートナー及び他の関係する利害関係者との協議における進捗状況について、情報の提供を継続するよう要請する。

（ⅳ）国の行政に従事していない公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の確保、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償手続の確保。

（ⅴ）結社の自由の原則に従い、国家の名のもとに権限を行使しない公務員へのストライキ権の確保、及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と職員に対して重い民事上又は刑事上の罰則が科されないことの確保。

（ⅵ）公務における交渉事項の範囲の決定。

委員会は、必要な改正法が遅滞なく制定されることを期待するとともに、政府に対し、進展について情報の提供を続けるよう求める。

（ｂ）委員会は、再度、政府に対し、公務員に労働基本権が認められるまでの代償措置としての人事院勧告制度の機能について情報の提供を継続するよう要請する。

（ｃ）委員会は、政府及び申立て団体に対し、一方的な給与削減を行った大学当局に対して複数の国立大学法人の労働組合が提訴をした残りの訴訟の結果について、情報の提供を継続するよう要請する。